

適合証明申請添付書類一覧

小川町都市政策課 開発建築担当
令和7年12月1日

適合証明【都市計画法第29条第2号 農家住宅及び農業用施設(増改築含む)】 都市計画法施行規則第60条関係

提出部数:2部(正本1部、副本1部)

| No. | 添付書類等 | 備考 | チェック |
|-----|------------------------------------|---|--|
| 1 | 開発行為又は建築等に関する証明交付申請書 | 小川町都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則 様式第26号 | |
| 2 | 委任状 | 申請者の委任を受けて代理者が行う場合。①代理者の資格 ②住所 ③電話及びFAX番号等を記載すること | |
| 3 | 理由書 | ※現居住地から移転する場合には、 ①移転の理由 ②土地選定の理由 ③移転後の現居住地の利用計画等を明確にすること。(※市街化区域内は面積により開発許可が必要となる) | |
| 4 | 土地登記事項証明書 | 申請日以前6か月以内に交付されたもの | |
| 5 | 農振農用地区域除外証明書 | 申請地の地目が田又は畑の場合 | |
| 6 | 都市計画図(申請地位置図) | ①方位 ②縮尺 ③位置を明記(朱書き) | |
| 7 | 位置図(案内図) | ①方位 ②縮尺 ③位置を明記(朱書き) | |
| 8 | 公図の写し | ①方位 ②縮尺 ③申請地及び隣接地の地番・地目を記入 ④区域朱線囲み | |
| 9 | 現況写真(全景2方向以上) | ①道路を入れて撮影 ②区域朱線囲み ③写真番号・撮影方向を土地利用計画図に記入 | |
| 10 | 求積図(実測) | ①面積(小数点第2位) ②全ての辺長を記入(mmまで) ③方位・縮尺等記入 | |
| 11 | 土地利用計画図(※建築物等の配置図等を兼ねる場合は当該図面名を併記) | ①道路(ア幅員 イ道路番号 ウ建築基準法第42条該当号) ②全ての辺長を記入(mmまで) ③計画建築物等の位置・用途・建築面積・延床面積(※配置図を兼ねる場合は全ての建築物を記入し、境界線からの距離及び建築物間の離隔距離を明記) ④除却建築物等の位置は破線等で明示 ⑤給水施設(自己居住用は不要) ⑥排水施設(ア種類 イ寸法 ウ流水方向 エ放流先の名称を記入) ⑦排水系統別に着色 | |
| 12 | 建築物の配置図(土地利用計画図を兼ねない場合) | ①道路(ア幅員 イ道路番号 ウ建築基準法第42条該当号) ②全ての辺長を記入(mmまで) ③既存・計画建築物等の位置・用途・建築面積・延床面積(全ての建築物)、境界線からの距離及び建築物間の離隔距離を明記 ④除却建築物等の位置は破線等で明示 ⑤排水施設(ア種類 イ寸法 ウ流水方向 エ放流先の名称を記入) ⑥排水系統別に着色⑤建築規制の内容及び位置等を記入 ⑦建築規制の内容及び位置等を記入 | |
| 13 | 建築物平面図(各階別) | ①縮尺 ②建築面積 ③各階別床面積及び延床面積 ④建ぺい率及び容積率 ⑤建築規制の内容及び位置 ⑥設計者の署名又は記名 | |
| 14 | 建築物立面図(2方向以上) | ①縮尺 ②建築物の最高高 ③建築規制の内容及び位置 ④設計者の署名又は記名 | |
| 15 | 農家住宅の場合 | (1) 農家証明書等の経営耕地を証する書面 | ①農業委員会が発行する農家証明書等 ②生産物(農産物)の年間総販売額が15万円以上であることを証する書面(最新のもの) |
| | | (2) 住民票(世帯員全員分) | 申請日以前6か月以内のもの(※マイナンバーの記載のないもの) |
| | | (3) 現居住地の位置図、公図の写し | ※現居住地から移転する場合 |
| | | (4) 現居住地の配置図 | ※現居住地から移転する場合 |
| 16 | 農業用施設の場合 | (1) 農家証明書等の経営耕地を証する書面 | ①農業委員会が発行する農家証明書等 ②生産物(農産物)の年間総販売額が15万円以上であることを証する書面(最新のもの) |
| | | (2) 経営耕地の分布図 | ※農業用施設を住宅から離れた場所に建築する場合に添付 ①耕作地を朱書 ②地番 ③地目 ④作目等を記入 |
| | | (3) 主要農機具の一覧表及び写真等 | ※農業用施設を住宅から離れた場所に建築する場合に添付 ①農機具一覧表 ②既存農機具保管庫の全景写真 ③個別農機具の写真(一覧表と対照できるように明示すること) |
| 17 | その他許可権者が必要と認める書面 | | |

図面の縮尺など添付図書については、埼玉県発行「開発許可制度の解説(令和6年10月版)」開発許可申請書等の作成及び手続(P392～)に基づき作成すること。

●申請書の様式は、小川町都市政策課HPからダウンロードすることができます。(小川町HP⇒暮らし・手続き⇒住まい⇒開発・建築⇒開発許可⇒開発許可制度⇒申請書の様式)

●県庁HP(暮らし・環境⇒まちづくり⇒開発許可⇒開発許可制度の解説(令和6年10月版))

※全ての図面について設計者が署名又は記名し、区域を朱線で囲むこと。

※この証明は、建築確認申請の添付資料として審査機関が提出を求めるものです。

※証明書交付後における記載内容及び書類の訂正はできません。再申請となりますので、注意してください。